

議題 1 第一期中期目標期間における業務実績の評価結果（案）の検討

（事務局から資料 1、2 を説明）

<資料 1 について>

大住委員長

各小項目のコメント案を、番号の若い順に確認していく。

【小項目 23】

菊岡委員

直接関係はないが、今日の新聞に重粒子線治療が先進医療 A に該当しないのではないかという記事が載った。B になると疾患が限定されて、症例数の達成が危ぶまれる。

県立病院機構

厚生労働省は、平成 24 年に一度通知を出しており、その時点で原則として先進医療 A は平成 28 年度から無くす方向性が示されている。

今回、保険局から示されたものは、B に相当するものが何であるかということと、保険診療に回せるようなデータがないのかということだが、学会では保険診療に資するような科学的なデータがないというのが、現在の 4 施設における 20 年間の研究結果である。

大住委員長

中期計画上の目標は、重粒子線治療装置の導入であり、その部分について評価すれば A 評価が妥当である。

その他の項目については、評価区分とコメントともに案のとおり了承する。

<資料 2 について>

大住委員長

今日の段階で何か具体的なコメントがあれば、指摘をお願いしたい。

篠原委員

5 ページに看護師の確保と育成の取組みがあるが、資料 1 で全病院対象型という文言に言い換えられているので、評価書案にも記載されたい。

菊岡委員

5 ページで、同じく資料 1 で「がんセンターにおける」という文言を追加しているので、加筆されたい。

大道委員

第一回評価委員会において発言したとおり、第一期中期目標の達成評価になるため、地方独立行政法人化したことの優位性というか、効果が上がったというような側面からのコメントがあると良い。

一般論では地方独立行政法人化に伴う様々な利点は働いているのだが、本県の場合、地方公営企業法の全部適用法人から移行し、理事長からはそれなりの成果を期待し、また実現しているという趣旨の発言は頂いているが、一定の記述は必要と考える。

5年という期間が経過した中で、粛々と業務を遂行してきたように受け止められがちであるが、実際は困難な環境、条件もある中で努力されており、ある程度の変動要因などがあったのではないかと思う。

委員会の設置当初から評価委員をさせていただき、困難な状況にも関わらず努力されていると感じる部分があり、総括したコメントは難しいだろうが、今お伝えした趣旨による加筆を法人または県の立場でお願いしたい。

大住委員長

具体的に言うと、1ページの全体評価の(1)評価結果と判断理由の第一文の前後に記載が可能かどうかということになる。

中期目標期間のマネジメントが適切に行われたということを明示するという趣旨で、具体の文言案を検討していただきたい。

県立病院機構

県の顧問という立場からいうと、やはり地方公営企業法の全部適用法人から地方独立行政法人に移行したことが、県の政策として良かったかどうかというのが、第一期の最たる評価となる。

そういった観点から見ると、定員制という縛りが無くなり、自由になるという部分が最も大きなメリットだと思われる。

財政面では、まだ5分の1を県からの負担金で賄っている状況なので、誇れるほどの成果ではないが、県民の期待に応えて事業を遂行したと言ってよいと判断している。

大住委員長

次回までに、1ページの全体評価の(1)に、加筆をお願いしたい。

議題2 平成26年度業務実績の評価結果について

(事務局から資料3、4を説明)

山原委員

資料3の8ページの「使用料」について、料金を意味する使用料で判断するとなると、値上げがあった場合に、節減努力が適切に反映されなくなってしまう。

よって、「金額並びに使用量」とし、単に金額だけではなく量(かさ)と併せて評価

対象にしたほうが良いのではないか。

大住委員長

資料4の該当箇所とあわせて、そのように修正をお願いしたい。

以上の修正を反映し、委員会としての評価書案の決定とする。

なお、今後、評価書の内容について重大な問題が発生すれば委員会を開くが、軽微な修正等であれば、各委員に事情説明の上、委員長一任で対応することとしたい。

以上